

# 平成29年度上期 福岡支部業務実施結果について

---

# 平成29年度 福岡支部重点施策

区分	重点施策				担当グループ		
I 医療等の質や効率性の向上	1	保険者機能の発揮による総合的な取組の推進		1 自治体及び関係団体等との連携強化	企画総務		
				2 関係方面への積極的な発信			
				3 保険者機能の発揮のための調査研究の推進			
II 加入者の健康度を高めること	2	データヘルス計画の確実な実施	1 特定健康診査及び特定保健指導の推進	1 健診	1 被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	
					2 被保険者（事業者健診データ取得）		
					3 被扶養者（特定健診）		
				2 保健指導	1 被保険者		
			2 被扶養者				
2 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施		保健					
3 事業所・事業主とのコラボヘルスの展開		企総・保健					
III 医療費等の適正化	3	ジェネリック医薬品のさらなる使用促進			企画総務		
	4	柔道整復施術療養費の照会業務の強化			業務		
	5	資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収			業務		
	6	積極的な債権管理回収業務の推進			レセプト		
	7	効果的なレセプト点検の推進		1 ・資格点検の的確な実施 ・外傷点検の的確な実施	レセプト		
2 内容点検効果額向上に向けた取組み							
IV 基盤強化	8	サービススタンダードの遵守			業務		
	9	健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大			企画総務		

1. 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	3
2-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進	4
2-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	5
2-3. 事業所・事業主とのコラボヘルスの展開	
3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進	6
4. 柔道整復療養費の照会業務の強化	8
5. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収	9
6. 積極的な債権管理回収業務の推進	10
7. 効果的なレセプト点検の推進	11
8. サービススタンダードの遵守	12
9. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	13
10. 参考：重点施策以外の事項にかかる事業実施結果	14～16

## 「自己評価」について

平成29年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

# 1. 保険者機能の強化による総合的な取組の推進

## 【事業内容】

- 自治体及び関係団体等との連携の推進  
福岡県等の行政機関、医師会等の医療提供団体等との連携を推進し、加入者の健康増進を図る。
- 関係方面への積極的な発信  
協会けんぽの保有するデータ等に基づき、関係方面への発信を積極的に実施する。

### 実施結果

- ◆ 福岡県との連携協定に基づく事業として、健康づくりアドバイザー派遣事業を昨年より実施。順調に利用が拡大している。 [派遣申込み件数（9月末時点）：390件（昨年は1年間で297件）]
- ◆ 福岡県医師会との「とびうめネット」を経由した事業者健診データ取得にかかる契約について、平成29年3月末より内容の協議を開始。9月末時点で最終調整の段階となっている。
- ◆ 各地域において開催された地域医療構想調整会議に委員として選出されているメンバーが随時出席し、状況を把握するとともに適宜意見発信を実施した。
- ◆ 各市町村国保運営協議会においては、協会加入者の負担軽減につながるよう、節度を越えた法定外繰り入れが無いよう注視してきた。

### 今後の見通し

- ◆ 福岡県との連携協定に基づく健康づくりアドバイザー派遣事業を引き続き実施する。
- ◆ 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携協定を活用し、医療に関する情報を加入者に適切にお伝えしていく。
- ◆ 各種協議会等において、加入者・事業主の利益となるよう、協会けんぽの立場からの意見発信を積極的に行う。

福岡県との連携協定に基づく健康づくりアドバイザー派遣事業について、順調に利用が拡大している。[9月末時点で390件（昨年は1年間で297件）] 地域医療構想調整会議・国保運営協議会について、協会加入者の立場を代表して会議体に参画し、必要に応じて意見発言してきた。

自己評価：A

## 2-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

### 【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み **受診率目標値：被保険者68.7% 被扶養者24.0%**  
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進 **実施率目標値：被保険者14.0% 被扶養者11.7%**  
勸奨員配置による新規事業所開拓。外部委託機関における特定保健指導実施の推進

### 実施結果

- ◆ 生活習慣病予防健診（本人）実施件数（8月末実績）174,121件（前年比4.9%増）実施率27.1%
- ◆ 特定健診（被扶養者）実施者数（8月末実績）14,909人（前年比6.7%増）実施率6.9%  
市町村との連携によるがん検診との同時実施について、今年度5市町村増加し合計58/60市町村となった。また、10月より案内を開始するショッピングモール健診については、規模の拡大（18カ所→30カ所）・日程の拡大（43日→63日）を行った。
- ◆ 特定保健指導(本人)初回面談（8月末実績）7,291人（前年比28.5%増）、6ヶ月後評価終了数3,072人（前年比14.0%増）  
個人情報保護法改正により事業所に個人情報共同利用の了解を得る等の作業が生じたものの、初回面談・6ヶ月後評価ともに前年度を上回る実績で推移している。
- ◆ 特定保健指導(被扶養者)初回面談（8月末実績）225人（前年比3.0%増）6ヶ月後評価終了者数61人（前年比0.9%増）
- ◆ 肝炎検査について、4月より全問診票にソーシャルマーケティングの手法を用いた分かりやすい肝炎申込書（案内）を同封する事業を開始、さらに7月から9月までは本人負担無料の検査を実施（健診機関を限定したモデル実施）し、8月末時点での肝炎検査受検者数は36,622件となった。（昨年の総受検者数の7.6倍）

### 今後の見通し

- ◆ 昨年から実施のGISを活用した個別勸奨業務について、送付対象件数を拡大する。
- ◆ 肝炎検査については今後も問診票同封事業を行い、有所見者については医療機関への受療を促す通知を発送する。

特定健診・保健指導ともに目標には達していないが、前年度を大幅に上回る実績で推移している。肝炎検査受検者数は8月末時点で36,622件となり（昨年の総受検者数の7.6倍）、未治療者における医療機関への受診勧奨も準備できた。

## 2-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

## 2-3. 事業所・事業主とのコラボヘルスの展開

### 【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。糖尿病性腎症重症化予防への取り組みを開始する。未治療者に対して外部委託（電話）による受診勧奨を実施。年間500人受診を目標。県や市町村が実施している糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組みに関して情報交換を行い、連携実施を視野に入れた取り組みを開始する。
- 事業所・事業主とのコラボヘルスの実施  
事業所・事業主と一体となって職場の健康づくりに取り組むことで加入者の健康意識の向上を図る。健康宣言実施事業所を募集し、200事業所の宣言実施獲得を目標とする。

### 実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、積極的に外部委託を活用し、8月末までに50人の受診につながった。
- ◆ 福岡県との連携による健康づくりアドバイザーの派遣、支部直営保健師の積極的な活動により、平成29年度は390事業所からのアドバイザー派遣申込みがあり、**健康宣言実施事業所数は140**と年間目標の200を上回るペースで順調に推移。
- ◆ 新たに「健康づくり優良事業所認定制度」を開始し、77事業所を認定した。
- ◆ 8月に行われた経済産業省主体の「健康経営優良法人認定制度」追加募集について、前回（2月に）不合格となった11法人に対し、指導・助言を行ったところ、その11法人を含めた全12法人が認定され、前回の2法人認定を大きく上回った。

### 今後の見通し

- ◆ 福岡県版糖尿病性腎症重症化予防プログラムが8月になって策定されたため、腎症重症化予防事業を開始する。
- ◆ 健康宣言ふくおか・健康づくり優良事業所認定制度を広く周知する。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨業務について、積極的に外部委託を活用し、8月末までに50人の受診につながった。コラボヘルス事業については、平成29年度の健康宣言実施事業所数が140となり、年間目標の200を上回るペースで順調に推移している。

自己評価：A

### 3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

#### 【事業内容】

- ジェネリック医薬品使用促進（目標指標：平成29年度末時点での使用割合72.1%）  
福岡県や薬剤師会と連携した使用促進の取組み

#### 実施結果

- ◆ 平成29年8月に、加入者あて**軽減額通知を約17万件**（全国計358万件）発送。また、通知の発送について支部広報誌・メールマガジン・ホームページによる広報を実施。
- ◆ 事業所等へ被保険者証発送の際にジェネリック医薬品希望シールを同封し周知。
- ◆ 平成29年8月に開催された福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、平成28年度の軽減額通知結果分析及び地域差に関する要因分析の資料を提示し、関係団体に対しさらなる使用促進を求めた。
- ◆ 平成29年6月時点でのジェネリック医薬品使用割合は70.9%となり、前年比で3.6ポイント上昇した。

#### 今後の見通し

- ◆ 引き続き希望シール等を利用してさらなる使用促進を図る。
- ◆ 福岡県薬剤師会に対し、ジェネリック医薬品セミナーへの協力を要請し、セミナーを通してさらなる使用促進を図る。

ジェネリック医薬品使用割合は平成29年6月時点で70.9%となり、全国平均（70.9%）と同水準となっている。薬剤師会との連携を活かした提供側への働きかけ、データ分析等に基づく更なる使用促進に向けた施策を講じていく。



## 4. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

### 【事業内容】

- 適正受診の促進  
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化  
濃厚・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、併せて適正受診を促すためのチラシを送付する。  
3部位15日以上申請件数を上回る患者照会を実施する。(月1,500件)  
柔整審査会において疑義があると判断した施術所へお知らせ文書を送付し注意喚起を図る。

### 実施結果

- ◆ 患者照会の際にチラシを同封し、適正受診を促した。また、8月の協会けんぽふくおかだよりにて適正受診の記事を掲載。
- ◆ 患者照会については、目標であった3部位15日以上申請件数(毎月1,500件)を上回る各月平均1,585件を実施し、併せて疑義がある申請については照会を強化した。
- ◆ 疑義施術所に対するお知らせ文書送付について、発送から6か月後に施術所の申請状況を確認したところ、65件中50件(76%)で文書の効果が得られた。
- ◆ 3部位以上の請求割合は各月平均35.1%(昨年は38.5%)となり前年比3.4ポイント減少した。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き、3部位15日以上申請件数を上回る患者照会を実施し、適正受診についても周知していく。
- ◆ 柔整審査会において、疑義があると判断した施術所へお知らせ文書を送付し、注意喚起を図る。
- ◆ 不正または不当受給の疑いがある場合は厚生局への情報提供を行う。

協会けんぽの加入者及び施術所の増加等もあり、柔道整復療養費の申請件数は増加傾向にあるが、引き続き患者照会を実施していくとともに、長期受診者への適正受診周知文書の送付や、疑義のある施術所への柔整審査会名でのお知らせ文書送付などの適正受診に向けた加入者・施術者への照会業務の強化に取り組む。

自己評価：B



## 5. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収

### 【事業内容】

- 資格喪失後受診を防止するための被保険者証（保険証）返納催告の実施  
資格喪失者への文書・電話による被保険者証返納催告の実施  
広報誌・支部ホームページ等広報媒体や各種研修会等の機会を活用した広報・周知活動の実施

### 実施結果

- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない加入者に対し、日本年金機構の催告時に協会けんぽ宛の返信用封筒を同封し、返納の勧奨に努めた。それでも返納されない加入者に対しては、文書・電話・訪問をすることで回収に努めた。
- ◆ 事業主・加入者に対し、ホームページ等の媒体での周知や、事業所訪問時の周知等、様々な機会を通じ、資格喪失後は保険証が使用できないこと、喪失時には保険証を速やかに返納することについて広報を実施。
- ◆ 保険証の未回収が多い事業所を対象とした「資格喪失届への保険証添付依頼文書」を随時送付。
- ◆ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に協会けんぽによる催告状を発送。平成29年9月末までに催告状10,289件（前年同月5,274件）を発送し、8月までの保険証回収率は97.61%となった。（前年同月96.98%）
- ◆ 未送達となった催告状について、事業所へ電話確認を実施。（平成29年6月より開始）

### 今後の見通し

- ◆ 資格喪失後受診を防止するため、引き続き文書催告、電話催告を実施し、早期の保険証回収に努めるとともに、事業主及び加入者に対する周知活動を強化する。

昨年度から始めた「事業所への保険証添付依頼文書の送付」、「催告状の早期発送」を引き続き実施することで、資格喪失後受診の抑制を図った。また、平成29年9月末までの催告状発送件数は10,289件（前年同月5,274件）、8月までの保険証回収率は97.61%（前年同月96.98%）となり、前年を大きく上回る実績で推移している。

自己評価：A

## 6. 積極的な債権管理回収業務の推進

### 【事業内容】

資格喪失後受診等による返納金の回収

債権調定（納付書発送） → 文書催告 → 最終催告（顧問弁護士名を活用） → 法的手続き

- 電話・文書等による催告や保険者間調整の実施  
債務者に対し早期に電話・文書等によるアプローチを行い、債権の早期回収を図る。また、受診時に国民健康保険に加入していた者については、保険者間での調整を積極的に実施し、確実に債権の回収を行う。
- 顧問弁護士の活用や法的手続きの実施による効果的な債権回収の実施  
顧問弁護士を活用した催告文書の送付や法的手続き（裁判所に対する支払督促申立や債権差押命令申立等）を積極的に行うことにより、効果的に債権回収を行う。

### 実施結果

- ◆ 債権発生後、納付期限前の電話勧奨を行ったこと等により、債権回収率は前年同月比10.64%増加（8月末現在）した。
- ◆ 資格喪失後受診等に係る国民健康保険との保険者間での調整を、9月末までに93件（受診者数）、22,198,706円実施した。（前年同月56件、年間目標は120件）
- ◆ 度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意思が無い者及び納付する財力が見込める者に対しては、顧問弁護士を活用した内容証明等による催告文書を9月末までに384件送付した。（前年同月222件）
- ◆ 裁判所に対する支払督促申立等を58件（前年同月39件、年間目標は88件）、債権差押命令申立を8件実施した。また、債権回収業務の強化のため、債権調定から裁判所に対する法的手続きの開始までの期間を10ヶ月から6ヶ月に短縮した。
- ◆ 債権進捗会議を毎月開催し、進捗状況の確認と情報共有を図った。

### 今後の見通し

- ◆ 更なる債権回収率の向上のため、引き続き対象者への早期アプローチを実施する。また、保険者間調整や顧問弁護士の活用、法的手続きについても引き続き積極的に実施し、さらなる債権回収の強化を図る。

債権回収率は前年同月比で10.64%増加した。また、国民健康保険との保険者間調整は37件増、顧問弁護士を活用した内容証明等による催告文書は162件増、裁判所に対する支払督促申立等は19件増と、いずれも昨年度上期の件数を大きく上回る結果となった。

自己評価：A 9

## 7. 効果的なレセプト点検の推進

### 【事業内容】

- 資格点検（資格喪失後受診等を点検）・外傷点検（第三者行為・労災による傷病を点検）システムを活用した効率的な点検の実施。
- 内容点検（診療の内容を点検）  
点検向上計画の策定・実施により点検効果額向上を目指す。点検員間の情報共有及びスキル向上を図る。

### 実施結果

- ◆ 加入者1人当たり効果額 内容点検：110円（前年比2.7%減）※**第1四半期終了時点で全国2位**  
（8月末時点）

診療内容等査定効果額：2億600万円（前年同月2億900万円）

（8月末時点）

※診療内容等査定効果額については前年とほぼ同水準を保っているが、加入者数増加の影響が大きく、8月末時点の加入者1人当たりの効果額については、前年を下回っている。

- ◆ 毎月、行動計画進捗会議・支払基金との協議・勉強会を実施し、グループ一丸となって効果額向上への取り組みを行っている。

### 今後の見通し

- ◆ 資格点検・外傷点検については引き続き確実に全件調定を行い、システムを活用した効率的な点検を実施する。
- ◆ 内容点検については引き続き毎月、行動計画進捗会議・支払基金との協議・勉強会を実施し、効果額向上に取り組む。

内容点検の加入者1人当たり効果額については、加入者数増加の影響により前年を下回っているものの、第1四半期終了時点で全国2位という結果であった。今後も引き続き新たな着眼点を追及していくことに加え、点検員のスキルアップに取り組み内容点検効果額向上を図る。

自己評価：B

10

## 8. サービススタンダードの遵守

### 【事業内容】

- 傷病手当金・出産手当金・埋葬料（費）・出産育児一時金の各種給付金について、申請書の受付から振込までの期間について、サービススタンダードを10日間と定め、100%の達成を目標とする。
- 適切な進捗管理  
サービススタンダード100%達成のため、日々の進捗管理を徹底する。

### 実施結果

- ◆ 平成29年4月～9月支払い分における福岡支部のサービススタンダード達成率は、**すべての申請書で100%を達成**した。  
(平成29年4月～9月までの申請書合計28,700件について、すべて10営業日以内に支払い実施。)
- ◆ 今回、平成29年9月支払い分まで100%を達成したことにより、福岡支部では平成27年1月分より33か月連続での100%達成となった。
- ◆ 受付から振込までの「平均所要日数」については9.25日（平成29年8月時点）となり、前年（9.37日）に比べ0.12日短縮できている。

### 今後の見通し

- ◆ 日々の進捗管理を徹底し、引き続きサービススタンダード100%達成を継続していく。

平成27年1月～平成29年9月支払い分まで、33か月連続でのサービススタンダード100%達成となった。また、受付から振込までの「平均所要日数」についても9.25日（平成29年8月時点）となり、前年（9.37日）に比べ0.12日短縮できている。

自己評価：A

## 9. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

### 【事業内容】

- 健康保険委員の活動強化  
メンタルヘルス対策セミナーの開催、各種給付金の手続き方法等についての実務研修会「サポーターゼミナール」の開催、広報誌「KENPO'S通信」の発行等の活動強化を行う。また、長年の活動に対する敬意を表するため委員表彰を実施する。
- 委嘱者数拡大を図る取組み  
平成29年度中に委嘱者数3,400名とすることを目標に、保健師等による事業所訪問時の勧奨や事業所への文書による勧奨を行い、委嘱者数の拡大を図る。

### 実施結果

- ◆ 労働局、福岡県などとの共催によるメンタルヘルス対策セミナーを7・8月に県内4会場で実施。（654名出席）
- ◆ 各種給付金の手続き方法等についての実務研修会「サポーターゼミナール」を9月に県内計4回実施。（244名出席）
- ◆ 広報誌KENPO'S通信を5月、7月にそれぞれ発行。
- ◆ 協会けんぽ実施事業等への参画・貢献状況等を勘案し、平成29年度大臣表彰1名、理事長表彰7名、支部長表彰16名の対象者を決定。
- ◆ 9月末までに、①保健師等による事業所訪問時の勧奨、②被保険者30人以上の未委嘱事業所4,144件、29年度新適事業所3,428件への文書勧奨を実施するほか、③ふくおかだより5月号への募集掲載、その他各種セミナーにおける募集案内等を実施。委嘱状況は、H29年9月末時点で3,342名（H29年3月末比+190名）となった。

### 今後の見通し

- ◆ サポーターゼミナールについて、残り5回を10月に実施し、実施後の参加者のアンケート等踏まえ、より充実した研修内容となるよう検討する。
- ◆ 健康保険委員表彰を11月29日に実施する。（大臣表彰1名、理事長表彰7名、支部長表彰16名）
- ◆ 引き続き健康保険委員の委嘱拡大を図り、平成29年度末までの委嘱者数目標3,400名を達成する。

活動強化として、メンタルヘルス対策セミナーやサポーターゼミナールを開催し、広報誌KENPO'S通信の発行を行った。また、委嘱者数拡大を図るため、事業所への訪問・文書勧奨等を行ったところ、平成29年9月末時点で3,342名となり、今年度の目標3,400名を上回るペースで順調に推移している。

自己評価：A

**参考：重点施策以外の事項にかかる事業実施結果**

### 企画総務グループ

- 各種研修の実施
  - コンプライアンス研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、セクシャルハラスメント研修、パワーハラスメント研修、メンタルヘルス研修、接遇研修の実施
- 広報の実施
  - 毎月の広報誌「協会けんぽふくおかだより」の発行、メールマガジン配信、案内冊子「協会けんぽのしおり」作成、ホームページの運用
- 経費節減の実施
  - 消耗品のWEB管理による一括発注、夏季における節電目標（平成22年度比で20%減）の設定等による経費節減の推進
- 各種委員会の実施
  - 衛生委員会（毎月開催）、事務処理誤り等対策会議（案件ごとに開催）、コンプライアンス委員会（年2回以上）、防火防災委員会（年2回）の開催・運営



### 保健グループ

- 健康づくりに寄与するための肝炎に関する分析および受診勧奨
- 各種健康づくり事業への参画

### 業務グループ

- 高齢者医療への拠出金適正化等を目的とした被扶養者資格再確認業務の確実な実施
- 加入者の医療機関での窓口負担軽減のため限度額適用認定証の利用促進
- 高額療養費勧奨業務の確実な実施
- 支部及び年金事務所内協会けんぽ窓口設置による加入者サービスの充実

レセプトグループ

- 医療費のお知らせの作成・発送
- 高額査定通知の実施
- 労働基準監督署等他機関からの照会への回答
- 多受診者対応状況の報告